

国民年金保険料 未納のまま 良いことないよ

未納のままが良いことがある訳ありません！
保険料の免除や納付猶予の手続きをすると、
次のようなメリットがあるんですって

国民年金保険料は20歳から60歳になるまで納めなければなりません
が、保険料を納めることが困難な場合に、
保険料を未納のままにしておくと、
老齢基礎年金や、障害基礎年金、遺族
基礎年金を受け取ることができない場
合があります。そのような状況を防ぐ
ため、保険料が免除（納付猶予）され
る制度があります。

7月
から
受付
開始
平成
29年
度の
免除
(納付
猶予)
申請



保険料を免除された期間は、
年金を受け取る際に年金額に
反映されるんだって



免除や納付猶予の承認を受け
た期間の保険料は、10年以
内であれば、さかのぼって納
付することができるそうです

保険料免除や納付猶予の場合のメリット

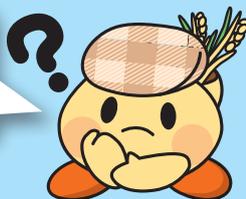
制度の区分	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	資格期間への算入	年金額への反映 (平成21年4月以降)	資格期間への算入
納付	○	○	○
保険料免除	全額免除	1/2が反映	○
	3/4免除	5/8が反映*	○*
	半額免除	3/4が反映*	○*
	1/4免除	7/8が反映*	○*
納付猶予	○	×	○
未納	×	×	×

※一部免除の承認を受けていても、納付をしないと未納扱いとなります。

手続きは？ 前年所得が一定額以下の場合や失業した場合が対象となります。

制度の区分	申請できる 年齢	前年所得の 審査対象者	免除の 期間	必要なもの	申請場所
保険料免除	全額免除	本人 配偶者 世帯主	7月～ 翌年6月	<ul style="list-style-type: none"> ●年金手帳や納付書など、基礎年金番号の分かるもの ●印鑑（本人が署名する場合は不要） ●失業を理由とする場合は、雇用保険被保険者離職票および雇用保険受給資格者証など（コピー可） ●免許証などの本人確認書類 	市民サービス課年金係、北村・栗沢両支所、幌向・朝日・美流渡の各サービスセンターまたは岩見沢年金事務所（9西3）
	3/4免除				
	半額免除				
	1/4免除				
納付猶予	50歳未満	本人、配偶者			

学生は、この制度を利用することができません
`学生納付特例制度`、がありますので、詳しくは
お問い合わせください



問合せ先

市民サービス課年金係 または
岩見沢年金事務所 ☎ 22局 5804